

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示

2024 年の診療報酬改定に伴い、きたじま訪問看護リハビリステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、オンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得及び活用し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことで、質の高い医療・看護を提供します。

これにより、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」として定められた額を所定額に加算します。

これに係る事業所基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に規定する電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）を行っている
2. マイナンバー保険証を用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している

2024 年 11 月 1 日

きたじま訪問看護リハビリステーション

管理者 天羽 明美